

う蝕に罹患している患者の指導管理（継続管理）について

本制度は、小児う蝕の再発抑制に対するニーズが高まりつつあることを踏まえて創設され、う蝕多発傾向を有しない13歳未満の患者であって継続的な管理を要するものに対するフッ化物局所応用による指導管理に限られるものとし、保険外併用療養費の額は、再診料、歯科疾患管理料（初診日の属する月については、再診料）及び歯科衛生実施指導料に係る所定点数を合計して算出します。

なお、13歳以上の患者については、本制度の対象となりません。

むし歯予防のためのフッ化物応用

フッ化物局所応用（1口腔1回につき） 2,100円

左記に定める価格に
100分の110を乗じ
て得た額